行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成24年９月14日

審査請求人　東京都練馬区桜台６―15―10チェリーハイツ１―103
相馬　千佳
上記の者に送達すべき平成23年11月９日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成24年９月14日

審査請求人　東京都渋谷区代々木５―61―１―204
坂田　哲也
上記の者に送達すべき平成23年12月15日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成24年９月14日

審査請求人　埼玉県三郷市早稲田２丁目16―15サンパレスⅡ201
宍戸　　進
上記の者に送達すべき平成24年４月11日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成24年12月14日

審査請求人　東京都立川市錦町２―２―26―602
樋浦　秀子
上記の者に送達すべき平成23年７月26日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成24年９月14日

審査請求人　大阪府大阪市住吉区長居西２―５―17
河野　勝博
上記の者に送達すべき平成24年７月19日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成24年12月14日

審査請求人　千葉県成田市飯田町90―１成田赤十字病院Ｇ３階
川野美由紀
上記の者に送達すべき平成24年６月12日及び同月14日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成24年12月14日

審査請求人　埼玉県上尾市浅間台１―７―５セシルコーヨー101
山本　直樹
上記の者に送達すべき平成24年９月18日及び同月19日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。
平成 25 年３月 15 日
厚生労働大臣　田村　憲久
（備考）裁決の主文及び年月日
裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。
裁決年月日　平成24年12月14日

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２７１５号
札幌市中央区南11条西１丁目４番12―903号
債務者　内田　弥生（旧姓紙谷）
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８号
札幌市厚別区厚別西２条５丁目２番７号　ブルーハイム厚別201号
債務者　加藤　直子
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５号
札幌市手稲区前田２条４丁目４番５―504号
債務者　宮西　陽子
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６０号
札幌市東区北26条東15丁目１番30―802号
債務者　堂下　　知
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３０号
北海道江別市篠津183番地　町村農場
債務者　山内　健史
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部